

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 四 月 六 日

目 次

告 示

- 県道の路線の認定 (道路維持課) 一 ページ
- 道路の区域決定 (同) 一
- 道路の区域変更 (同) 二
- 道路の供用開始 (同) 二

告 示

岐阜県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定により県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

208		番号	整理	
岐阜 インター 線		路線 名		
岐阜市	岐阜インター	終 点	起 点	
		経重 過要 地な		
		終 点	起 点	備考
		経重 過要 地な		

岐阜県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	員数地の幅	延長	備考
岐阜 イン ター 線			岐阜市大学北二丁目四四番一 地先から 同 市同 地先まで 一丁目五四番二番	三・五 三・〇	三・五 二	

岐阜県告示第二百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	別前変区域 後更	員数地の幅	延長	備考
美岐 山阜 線			岐阜市大字折立字北浦二 二六番一地先から 同 市大学北二丁目一五 番一地先まで 岐阜市上城田寺西一〇四 番二地先から 同 市大学北一丁目五五 番四地先まで	前 A B	九・〇 一・八・〇	一・二〇・九・〇 六・八・五・〇	A、及びC の図面は 表示する る敷地を の区分す をいつ

岐阜市古市場神田六番一 地先から 同 市大学北二丁目四六 番一地先まで	後C	一・六 四・八	一・二五・〇	
--	----	------------	--------	--

岐阜県告示第二百二三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	延長	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
美岐 山阜 線			岐阜市古市場神田六番一地先 から 同 市大学北二丁目四六番一 地先まで	一・二五・〇	令和 七・四・六	令和 七・四・六

岐阜県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道	岐卓線 インター		道路の種類
区	岐阜市北二丁目四四番二 地先から 同市同 地先まで 二丁目五四番二		路線名
延長（メートル）	三・五・二		区間
令和七・四・六			延伸ルート
令和七・四・六			供用開始の期日
令和七・四・六			備考（区域又の決定、変更又は年更の告示か）

令和七年四月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社